

第3章 騒音問題

1. 経過と対応

旧陸軍多摩飛行場として設置された横田飛行場は、終戦により昭和20年9月に米軍に接収され、昭和21年8月をもって正式に基地として開設された。これが、横田基地の騒音問題の始まりである。

朝鮮戦争（昭和25～28年）や、軍用機のジェット化及び大型化に伴い、横田基地は大幅に拡張され、昭和35年には3,350mの滑走路を完備した大規模飛行場となった。

昭和38年11月、日米合同委員会の下に、在日米軍基地の騒音問題を検討するため航空機騒音対策分科委員会が設置され、昭和39年4月に、この委員会から提出された勧告に基づき、日米合同委員会は「横田飛行場の騒音軽減に関する勧告」を決定した。

この勧告により、ジェットエンジンテスト用消音装置が5基設置されたが、ベトナム戦争の激化等により、騒音問題は一層深刻なものとなっていった。

昭和46年5月には、F-4Cファントム戦闘爆撃機隊、第347戦術戦闘機連隊等の戦闘部隊が、米本国及び沖縄に移駐し、横田基地は兵站基地的性格が強くなった。ベトナム戦争の激化（北爆再開）により、輸送基地としての重要性が増し、活発な輸送活動等に伴う航空機による騒音問題が激化した。

昭和50年7月には、C-130ハーキュリーズ輸送機を配した第345戦術空輸部隊が移駐し、漸減していた航空機の離発着が再び増加した。

さらに、昭和58年1月以降、横須賀基地を母港とする米海軍航空母艦の艦載機による離着陸訓練（いわゆるタッチアンドゴー）が始まり、市街地上空での旋回飛行が年数回行われている。この訓練に対して、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」では、国及び米軍に対し、離着陸訓練の中止要請等の緊急要請を随時行っている。

これらの中止要請行動に加えて、正月三が日の飛行中止要請、基地問題の解決に向けた年1回の総合要請等を行い、夜間・早朝における飛行制限時間の拡大、土曜日・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入試などの特別な日の飛行、エンジンテストの禁止についても要請を実施している。

また、騒音問題は、航空機に限らず基地における訓練等でも問題となっている。特に、平成13年9月11日の米国における同時多発テロ以降、横田基地では厳重な警戒態勢措置を施し、平成14年5月から11月まで、ほぼ毎月の割合で基地訓練が行われ、ジャイアントボイス（拡声器）による大音響のサイレン音等により、基地周辺の住民に迷惑と不安を与えるなど、大きな問題となった。

2. 航空機騒音に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、「航空機騒音に係る基準について」の告示がなされ（昭和48年12月）、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準及び達成期間が示され、騒音の評価指標として、WECPNLが採用されてきたが、技術レベルの向上により、騒音測定機器の性能が向上したことや、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されていることから、平成25年4月1日に騒音の評価指標がWECPNLから時間帯補正等価騒音レベルLdenに改正されている。

(1) 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとにⅠ、Ⅱ型に分けられる。

「Ⅰ」…専ら住居の用に供される地域で、基準値57デシベル（70WECPNL）以下。

「Ⅱ」…Ⅰ以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域で、基準値は62デシベル（75WECPNL）以下の地域。

*Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域とする。

(2) 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに、次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く）	A	5年以内
		B	10年以内
	成田国際空港		
第一種空港（成田国際空港を除く）及び福岡空港	10年を超える期間内に可及的速やかに	(1) 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 (2) 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。	

※横田飛行場は、空港整備法に定める空港には該当しないが、使用実態等から第一種空港に準じるものとし、「10年を超える期間内に可及的速やかに達成する」とされている。

【備考】

- ① 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - ② 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が、定期航空運輸事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものとする。
 - ③ 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
 - 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し、家屋の防音工事等を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(3) 東京都における地域類型の指定について

東京都における地域類型の指定については、東京都知事が指定することになっており、横田飛行場については、昭和53年3月31日に指定されている。なお、横田飛行場は、公共用飛行場の第一種空港に相当するものとされている。

航空機騒音に係る環境基準の地域類型と基準値

地域の類型	類型を当てはめる地域	基準値	
		Lden H25. 4. 1から	WECPNL H25. 3. 31まで
1	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 及び準住居地域 並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域	57dB以下	70以下
2	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 及び工業地域	62dB以下	75以下

※ 新基準値 (Lden) は、騒音対策の継続性を考慮し、旧基準値に相当するレベルで設定。

横田飛行場における指定内容

飛行場名	区域
横田飛行場	滑走路の北側短辺の中心と南側短辺の中心を結ぶ直線（以下「中心線」という。）から、直角方向に東側 2 千メートルの地点を通る中心線と平行な直線、中心線から直角方向に西側 3 千メートルの地点を通る中心線と平行な直線、東京都と埼玉県との境界及び町田市と八王子市との境界に囲まれた地域。 但し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域、並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（S35 年条約第 7 号）第 2 条第 1 項の規定による施設及び区域の存する区域を除く。

3. 航空機騒音の測定

羽村市では航空機騒音の実態を把握するため、市内 2 か所に航空機騒音測定機を設置し、測定を行っている。また、東京都でも環境基準の地域類型の指定に伴い、横田基地については、固定測定（測定地点 4 か所：瑞穂町、昭島市、福生市、武蔵村山市）と移動分布調査（12 か所）で騒音状況の監視をしており、基準の達成状況等の把握に努めている。

（1）羽村市の騒音測定

[測定体制]

産業環境部環境保全課環境保全係が担当

[測定場所]

羽村市役所屋上、羽村市スイミングセンター屋上

[機器の設定]

	市役所	スイミングセンター
シキイ値	L90+10db（変動）	同左
継続時間	5 秒（シキイ値超過）	同左
暗騒音の種類	L90	同左
フルレンジ	40～120db	同左
識別シキイ値	15%	30%
測定開始条件	騒音のみ	同左
シキイ値変動範囲	40～70db	同左
実音シキイ値	騒音シキイ値	同左
高度制限	18,000ft	同左
機種（日本音響エンジニアリング（株））	DL-100/LE 【精密騒音計 LA-4441A】	DL-100/LE 【精密騒音計 LA-4441】

※令和 4 年 10 月に市役所の機器入替を実施。

(2) 東京都の騒音測定

[測定体制]

東京都環境局環境改善部大気保全課が担当

[測定場所]

① 固定調査地点 (4 箇所)

ア. 瑞穂町農畜産物直売所 (瑞穂町大字箱根ヶ崎 612)

イ. 昭島市役所 (昭島市田中町 1-17-1)

ウ. 福生市立福生第二中学校 (福生市加美平 1-22-1)

エ. 武蔵村山市第二老人福祉館 (武蔵村山市残堀 1-22-1)

測定機器 日本音響エンジニアリング (株) DL-100

測定方法 「航空機騒音に係る環境基準」に基づき、暗騒音 (※) より 10dB 以上大きい航空機騒音を記録

② 分布調査 (12 箇所)

羽村市、立川市、昭島市、福生市、瑞穂町、八王子市、日野市の 12 箇所で測定を実施。羽村市内では、羽村市立羽村第二中学校で実施。

測定機器 日本音響エンジニアリング (株) DL-100

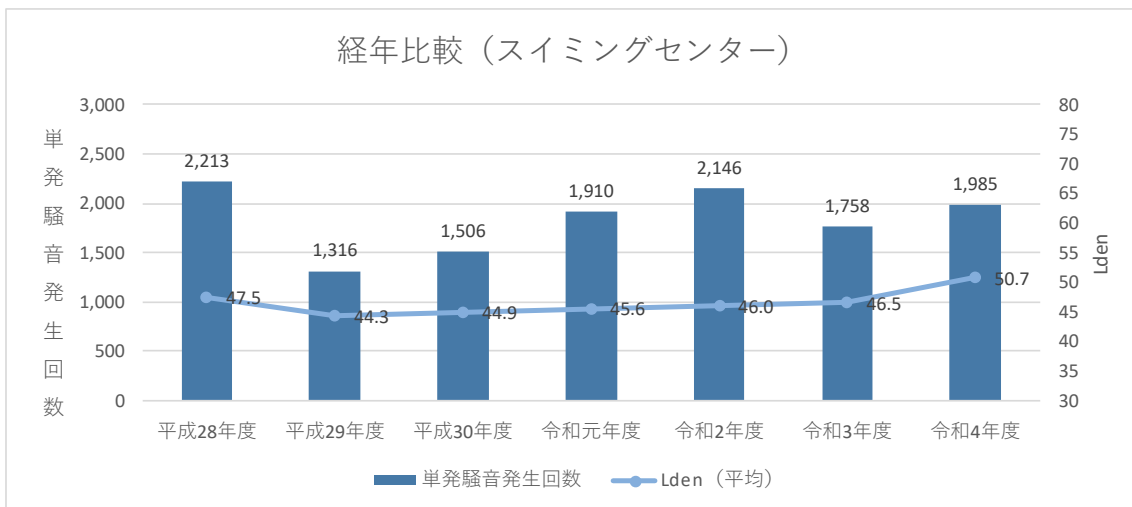
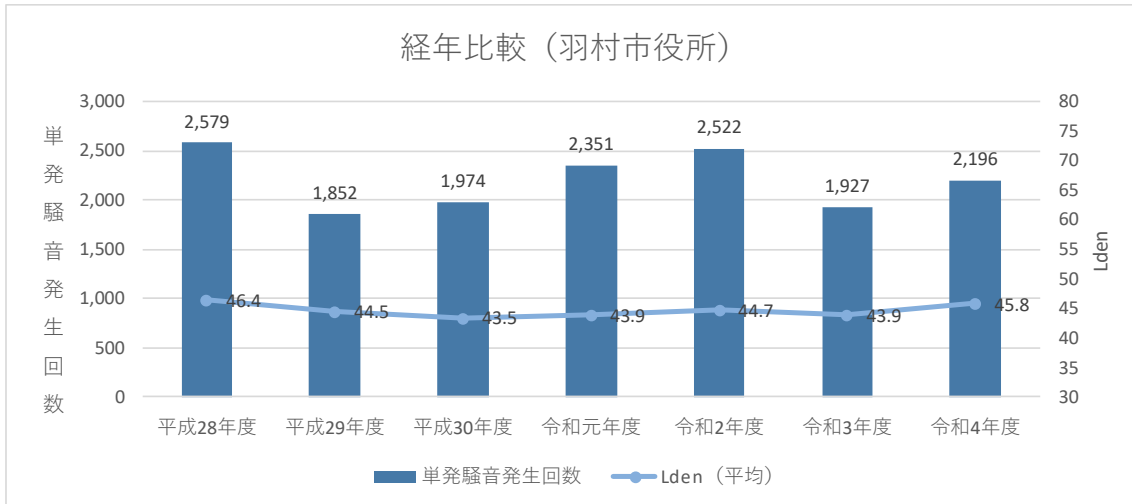
測定方法 1 測定地点につき 14 日間で、騒音の影響範囲の広がり把握するために、飛行コース延長直下の地点、地域を代表する地点、騒音の影響限界地点等において行う。暗騒音より 10dB 以上大きい航空機騒音を記録

(※) 暗騒音とは・・・

測定地点で測定される対象とする発生源からの騒音以外のすべての騒音のことをいう。航空機騒音を対象とする場合には、航空機騒音を除いたすべての音のことであり、測定地点で航空機が飛行していない時における騒音レベルのことをいう。

4. 年度別航空機騒音（自動測定）集計報告

(1) 単発騒音発生回数と Lden（平均）の経年比較



(2) 単発騒音発生回数等の推移

単発騒音発生回数等の推移 (羽村市役所)						
月	項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
4月	単発騒音発生回数 (回)	151	205	297	272	256
	最大騒音レベル (平均)	77.0	74.8	75.0	74.8	77.1
	Lden (平均)	43.8	43.4	46.1	43.9	47.2
	WECPNL	58.2	57.7	60.4	58.7	61.7
5月	単発騒音発生回数 (回)	128	197	161	153	278
	最大騒音レベル (平均)	75.6	74.9	75.5	74.5	77.4
	Lden (平均)	41.4	43.5	42.9	42.0	51.6
	WECPNL	56.0	57.9	57.4	55.9	62.7
6月	単発騒音発生回数 (回)	53	211	236	169	131
	最大騒音レベル (平均)	75.6	74.5	75.6	74.6	73.8
	Lden (平均)	37.9	43.1	45.5	42.7	41.6
	WECPNL	52.0	57.4	59.3	56.7	55.3
7月	単発騒音発生回数 (回)	215	228	133	133	192
	最大騒音レベル (平均)	74.4	76.2	75.0	73.9	79.4
	Lden (平均)	44.0	44.6	41.7	41.1	45.2
	WECPNL	57.9	59.1	56.0	55.1	61.2
8月	単発騒音発生回数 (回)	212	243	371	177	202
	最大騒音レベル (平均)	74.5	74.0	77.2	73.4	73.8
	Lden (平均)	43.8	43.8	47.7	41.9	41.9
	WECPNL	58.0	58.1	61.8	55.7	56.2
9月	単発騒音発生回数 (回)	133	200	156	136	158
	最大騒音レベル (平均)	75.6	76.9	74.2	75.8	74.8
	Lden (平均)	42.1	45.7	41.7	41.2	42.9
	WECPNL	57.4	59.9	56.2	56.3	57.1
10月	単発騒音発生回数 (回)	170	249	206	108	154
	最大騒音レベル (平均)	74.9	74.9	74.3	86.3	75.0
	Lden (平均)	41.4	45.1	43.3	47.9	42.6
	WECPNL	55.9	59.1	57.4	64.8	56.8
11月	単発騒音発生回数 (回)	209	147	176	200	182
	最大騒音レベル (平均)	82.1	75.6	74.3	74.8	75.2
	Lden (平均)	48.1	43.2	42.2	43.1	43.3
	WECPNL	63.9	57.7	56.3	57.7	57.9
12月	単発騒音発生回数 (回)	88	143	155	98	91
	最大騒音レベル (平均)	75.2	75.6	75.4	86.1	75.4
	Lden (平均)	38.9	42.0	43.4	41.0	40.3
	WECPNL	53.1	56.8	57.4	54.6	54.5
1月	単発騒音発生回数 (回)	224	185	219	152	198
	最大騒音レベル (平均)	75.3	76.2	75.5	75.3	75.1
	Lden (平均)	45.3	44.3	44.3	40.8	44.0
	WECPNL	58.9	58.4	58.8	56.0	58.1
2月	単発騒音発生回数 (回)	210	169	143	142	163
	最大騒音レベル (平均)	75.4	75.6	75.9	82.3	75.9
	Lden (平均)	43.3	43.3	43.4	48.6	43.1
	WECPNL	58.3	58.3	57.6	62.6	58.1
3月	単発騒音発生回数 (回)	181	174	269	187	191
	最大騒音レベル (平均)	75.8	75.6	80.1	74.2	83.2
	Lden (平均)	42.8	42.8	47.7	42.7	49.1
	WECPNL	57.2	57.6	63.0	57.0	64.3
年間合計	単発騒音発生回数 (回)	1,974	2,351	2,522	1,927	2,196
	最大騒音レベル (平均)	76.8	75.4	76.3	77.9	77.5
	Lden (平均)	43.5	43.9	44.7	43.9	45.8
	WECPNL	58.2	58.2	59.1	58.9	59.7

単発騒音発生回数等の推移（スイミングセンター）						
月	項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
4月	単発騒音発生回数（回）	70	122	231	206	152
	最大騒音レベル（平均）	79.2	80.2	77.3	76.4	76.9
	Lden（平均）	44.6	46.6	46.4	45.3	44.5
	WECPNL	58.6	63.5	61.9	59.5	59.3
5月	単発騒音発生回数（回）	67	95	161	89	253
	最大騒音レベル（平均）	74.5	76.4	75.9	76.1	87.8
	Lden（平均）	39.8	41.5	43.6	41.7	59.8
	WECPNL	53.9	56.3	58.4	55.5	72.2
6月	単発騒音発生回数（回）	44	103	129	59	90
	最大騒音レベル（平均）	76.1	75.9	78.5	75.2	77.4
	Lden（平均）	37.9	40.3	45.4	40.0	42.5
	WECPNL	51.8	55.2	59.2	53.7	56.8
7月	単発騒音発生回数（回）	72	110	110	85	85
	最大騒音レベル（平均）	82.0	77.2	77.3	76.4	80.2
	Lden（平均）	44.2	44.1	43.4	42.0	44.7
	WECPNL	59.7	58.5	57.0	55.9	58.2
8月	単発騒音発生回数（回）	84	84	125	37	99
	最大騒音レベル（平均）	77.0	78.3	77.1	76.3	76.2
	Lden（平均）	41.9	41.8	42.8	39.0	43.0
	WECPNL	55.9	57.6	56.8	52.0	56.7
9月	単発騒音発生回数（回）	102	179	146	121	148
	最大騒音レベル（平均）	84.3	81.5	75.1	75.2	74.4
	Lden（平均）	47.3	48.3	42.8	42.3	43.0
	WECPNL	64.6	63.2	56.7	55.9	56.5
10月	単発騒音発生回数（回）	115	202	240	135	180
	最大騒音レベル（平均）	74.5	76.2	76.9	85.1	75.7
	Lden（平均）	41.4	44.1	46.7	51.4	44.3
	WECPNL	54.8	58.9	60.9	66.1	58.4
11月	単発騒音発生回数（回）	204	199	184	172	221
	最大騒音レベル（平均）	80.1	80.8	76.8	78.5	79.3
	Lden（平均）	48.2	48.7	44.6	46.7	48.2
	WECPNL	62.2	62.8	58.9	60.0	63.4
12月	単発騒音発生回数（回）	92	188	180	185	143
	最大騒音レベル（平均）	79.4	79.1	74.7	79.9	80.2
	Lden（平均）	45.0	46.4	44.2	45.7	47.8
	WECPNL	59.1	61.5	57.6	62.3	61.0
1月	単発騒音発生回数（回）	269	250	236	270	231
	最大騒音レベル（平均）	76.8	77.7	76.7	75.9	77.3
	Lden（平均）	46.8	47.7	45.8	45.5	46.3
	WECPNL	61.6	61.6	60.1	60.3	61.0
2月	単発騒音発生回数（回）	173	181	175	236	205
	最大騒音レベル（平均）	76.7	75.9	79.3	83.2	78.1
	Lden（平均）	45.4	44.3	46.1	51.9	47.6
	WECPNL	59.6	58.6	61.5	66.4	62.0
3月	単発騒音発生回数（回）	214	197	229	163	178
	最大騒音レベル（平均）	78.8	76.8	85.5	75.9	81.3
	Lden（平均）	46.2	44.2	51.4	44.0	49.0
	WECPNL	61.7	59.3	67.5	58.2	63.4
年間合計	単発騒音発生回数（回）	1,506	1,910	2,146	1,758	1,985
	最大騒音レベル（平均）	79.1	78.5	79.2	79.7	81.4
	Lden（平均）	44.9	45.6	46.0	46.5	50.7
	WECPNL	60.0	60.5	61.0	61.0	63.8

5. 航空機騒音等に関する苦情

市民から寄せられる苦情の大半は、米軍の航空機による騒音である。内容としては、夜間・早朝の離発着に関するものや、常駐機である C-130 などの飛行高度が低いといった内容が多くなっている。また、沖縄県普天間基地に配備された MV-22 オスプレイが横田基地へ飛来するようになった平成 26 年度以降は、MV-22 オスプレイに関する苦情も寄せられるようになった。

さらに、平成 30 年に CV-22 オスプレイ 5 機が横田基地に正式に配備され、令和 3 年には同機種 1 機が追加配備された。これに伴い、昼夜を問わず離発着が繰り返されたことなどにより、「重低音が響き、振動で家が揺れる」、「テレビなどの音が聞こえない」といった騒音や飛行高度に関する苦情が多数寄せられている。

市では、こうした苦情を受けるたびに、防衛省北関東防衛局横田防衛事務所を通じて、横田基地に要請を行うなどの対応を行っている。さらに、こうした苦情の実態を踏まえ、東京都や横田基地周辺市町とも連携しながら、飛行差控え時間帯（午後 10 時から翌午前 6 時）の制限を徹底することやその時間帯を拡大すること、既存の日米合同委員会における合意事項を遵守することなどについて、時機を捉えて、米軍に対し要請を行っている。

また、国に対しては、こうした要望を米軍に働きかけるよう求めるとともに、日米合同委員会における合意事項が遵守されているかどうかの確認を国の責任において実施するよう求めている。

横田基地に関する市民等からの苦情件数

年度	苦情件数	内容
平成 20 年度	20 件	航空機騒音 20 件
平成 21 年度	22 件	航空機騒音 13 件、演習 5 件、その他 4 件
平成 22 年度	30 件	航空機騒音 26 件、その他 4 件
平成 23 年度	16 件	航空機騒音 13 件、その他 3 件
平成 24 年度	14 件	航空機騒音 12 件、その他 2 件
平成 25 年度	12 件	航空機騒音 7 件、その他 5 件
平成 26 年度	71 件	航空機騒音 23 件、その他 48 件（うち放送設備 44 件）
平成 27 年度	46 件	航空機騒音 28 件、オスプレイ 13 件、その他 5 件
平成 28 年度	18 件	航空機騒音 17 件、その他 1 件
平成 29 年度	21 件	航空機騒音 17 件、オスプレイ 1 件、その他 3 件
平成 30 年度	64 件	航空機騒音 8 件、オスプレイ 54 件、その他 2 件
令和元年度	50 件	航空機騒音 29 件、オスプレイ 18 件、その他 3 件
令和 2 年度	64 件	航空機騒音 42 件、オスプレイ 18 件、その他 4 件
令和 3 年度	35 件	航空機騒音 26 件、オスプレイ 5 件、その他 4 件
令和 4 年度	17 件	航空機騒音 12 件、オスプレイ 3 件、その他 2 件

年度	苦情件数	内容
令和5年度	11件	航空機騒音11件、オスプレイ7件、その他4件

※その他は、基地内の樹木についてや建物の建設に関してなどの苦情である。

※平成26年度の放送設備については、早朝に発生したPASの誤作動による苦情である。

※令和5年度は、令和5年12月末時点での苦情件数を記載している。

6. 騒音公害訴訟について

【横田基地公害訴訟（第1次～第4次）】

横田基地に離着陸する航空機の騒音、排気ガス、振動等により心身の被害、日常生活の妨害などに悩む基地周辺住民は、昭和51年4月、昭和52年11月の2回にわたって、米軍機の夜間飛行の禁止、騒音被害に対する損害賠償を求める第1次、第2次公害訴訟を提起した。また、昭和57年7月には、第2次訴訟団の家族等からなる第3次訴訟が東京地裁八王子支部に提起された。

第1次、第2次訴訟は、昭和56年7月に東京地裁八王子支部で一審判決、昭和62年7月に東京高裁で控訴審判決が出されたが、原告・被告ともに判決を不服として上告した。その後、平成5年2月に最高裁判所にて判決があり、夜間飛行の差止め請求は却下されたが、過去分の損害賠償については認められる判決が下った。

第3次訴訟については、平成6年3月に東京地裁八王子支部の判決があり、過去の被害に対する損害賠償請求は認められたが、将来分の賠償請求と夜間の飛行差止め請求は却下された。これに対して、原告・被告ともに上告せず、同年4月に判決が確定した。

これに引き続き、平成6年12月に第4次訴訟として、過去・将来分の損害賠償と夜間・早朝の飛行差止め及び市街地上空での飛行訓練の禁止を求める訴訟が提起された。この第4次訴訟については、平成12年8月に提訴された横田基地夜間飛行差止等訴訟（第1次横田基地公害訴訟からの通算で第8次）との併合審理となった（詳細は【横田基地夜間飛行差止等訴訟】参照）。

【新横田基地公害訴訟（第1次～第3次）※第1次横田基地公害訴訟からの通算で第5次～第7次】

その後、新たに、米国政府を相手取って新横田基地公害訴訟が、平成8年4月に第1次、平成9年2月に第2次、平成10年4月に第3次訴訟が提起された。新横田基地公害訴訟では、国に対し、夜間早朝の離着陸の禁止実現のため、日米合同委員会において米国政府と交渉する義務があることの確認も求めている。

国に対する第1次から第3次訴訟については、平成14年5月の東京地裁八王子支部の判決では、将来分の賠償請求と飛行差止めは棄却され、過去分の損害賠償請求の一部が認められる判決が下ったが、原告・被告ともに東京高裁へ控訴した。

平成 17 年 11 月、東京高裁でも過去分の損害賠償は認めるものの、将来分は却下され、飛行差止めについても棄却という判決が下されたが、原告・被告ともに上告、平成 19 年 5 月、最高裁において過去分のみ賠償が確定した。

また、米国政府との交渉義務については、第 1 次訴訟は、平成 9 年 3 月、米国政府に応訴の意思がないことを理由に、対米訴訟分については却下の判決（東京地裁八王子支部）が、平成 10 年 12 月に控訴棄却（東京高裁）の判決が出された。原告側では上告を行ったが、平成 14 年 4 月、米国に対する訴訟は最高裁で住民側の上告を棄却し、敗訴が確定した。第 2 次・第 3 次の訴えについても、平成 14 年 5 月に東京地裁八王子支部で却下の判決が下され、原告は控訴したが、平成 16 年 12 月の東京高裁の控訴棄却を受け、上告を断念したことから、判決が確定した。

【横田基地夜間飛行差止等訴訟（第 1 次横田基地公害訴訟からの通算で第 8 次）】

第 4 次横田基地公害訴訟と併合審理となった横田基地夜間飛行差止等訴訟（平成 12 年 8 月提訴）については、平成 15 年 5 月に、夜間差止め居住地等上空飛行差止めは棄却、損害賠償分は過去分一部容認、将来分棄却の判決（東京地裁八王子支部）が出され、双方とも控訴した。

さらに、平成 20 年 7 月には、東京高裁判決が下され、夜間飛行差止めと市街地上空の飛行訓練の禁止は棄却、損害賠償請求は過去分の一部が認められたものの将来分は却下されたことから、原告は上告したが、平成 21 年 4 月の最高裁による上告棄却を受け、高裁判決が確定した。

【第 9 次横田基地公害訴訟（追加起訴あり。追加起訴分は、第 1 次横田基地公害訴訟からの通算で第 12 次）】

平成 24 年 12 月、横田基地に離着陸する航空機の騒音等に悩む周辺住民 137 人が、午後 7 時から翌朝午前 8 時までの離着陸等の差し止め、午前 8 時から午後 7 時までの間の 70 デシベル以上の騒音規制、米軍機の旋回、急上昇、急降下等の訓練の差し止め、過去分と将来分の損害賠償等を求めて、国に対して訴訟を起こした。その後、平成 26 年 8 月、16 人が追加起訴し（通算で第 12 次）、原告は計 153 人となった。

平成 30 年 11 月に、東京地裁立川支部において一審判決があり、過去分の損害賠償を認め、米軍の飛行差し止めは棄却、将来分の損害賠償は却下という判決について、双方が東京高裁へ控訴した。令和 2 年 1 月の東京高裁の控訴審判決においても一審と同様の判決となった。この判決に対し、原告の一部が上告したが、令和 3 年 1 月、最高裁が上告を棄却した。これにより、高裁判決が確定した。

【第 2 次新横田基地公害訴訟（第 1 次横田基地公害訴訟からの通算で第 10 次。追加提訴分は通算で第 11 次）】

平成 25 年 3 月、基地周辺住民 905 人が、午後 7 時から翌朝午前 7 時までの夜間飛行差し止め、過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償、これまで W 値（うるささ指数）75 以上の地域住民にのみ認められていた賠償の範囲を 70 まで広げる等を求めて、国に対して訴訟を起こした（通算で第 10 次）。その後、平成 25 年 7 月、173 人が追加提訴し（通算で第 11 次）、原告は計 1,078 人となった。

平成 29 年 10 月の一審判決（東京地裁立川支部）、令和元年 6 月の控訴審判決では、自衛隊機の離着陸等の差止めは却下、米軍機の離着陸等の差止めは棄却、損害賠償は告示コンターによる 75W 以上の地域の居住者のみ認める、将来分は却下との判決であった。令和元年 6 月に原告が上告及び上告受理申立をしたが、令和 2 年 12 月、最高裁が上告を棄却した。これにより、高裁判決が確定した。

【第 3 次新横田基地公害訴訟】

令和 4 年 6 月、基地周辺住民（1,282 人+166 人（令和 4 年 12 月に追加提訴）+19 人（令和 5 年 4 月に追加提訴）により、午後 7 時～翌日午前 7 時までの飛行制限、オスプレイの終日飛行制限、騒音被害に対する補償を求めて、国に対して訴訟を起こした。